

事務事業チェックシート

事務事業No 254 事業名 特別養護老人ホームへの職権入所措置事業

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	2	高齢者・障害者支援の充実
施策	1	高齢者の生活の充実
基本方針	3	高齢者の住環境の整備

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間		～	永年
事業実施の根拠法令			
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	高齢者・地域福祉課	佐々木 忍	435-1063
関連課			

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		社会福祉費	
	目		老人福祉費	
	大事業		老人福祉事業	
事項	特別養護老人ホームへの職権入所措置事業			

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

1 事業概要及び実施内容

事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）		事業内容					
事業概要	虐待・介護放棄等を受けている要介護状態の高齢者に対し、「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの職権入所措置を行い、保護する。		虐待・介護放棄等を受けている要介護状態の高齢者に対し、「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの職権入所措置を行う。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
		虐待・介護放棄等を受けている要介護状態の高齢者に対し、「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの職権入所措置を行い、安心して日常生活の介護や健康管理を受けられるようにする。	虐待・介護放棄等を受けている要介護状態の高齢者に対し、「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの職権入所措置を行い、安心して日常生活の介護や健康管理を受けられるようにする。	虐待・介護放棄等を受けている要介護状態の高齢者に対し、「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの職権入所措置を行い、安心して日常生活の介護や健康管理を受けられるようにする。	虐待・介護放棄等を受けている要介護状態の高齢者に対し、「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの職権入所措置を行い、安心して日常生活の介護や健康管理を受けられるようにする。	虐待・介護放棄等を受けている要介護状態の高齢者に対し、「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの職権入所措置を行い、安心して日常生活の介護や健康管理を受けられるようにする。	

2 事業コスト

事業費等 千円			平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算
	事業費		2,122	3,422	2,122	3,529	2,122		2,122		2,122	
	伸び率 (%)		-	-	0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
	人件費	常勤職員		651	651	653	651		651		651	
		非常勤職員										
		小計		651	651	653	651		651		651	
	国庫支出金											
	県支出金											
	市債											
	その他											
	一般財源(税等)		2,122	3,422	2,122	3,529	2,122		2,122		2,122	
所要人数	常勤職員		0.09	0.09	0.09	0.09		0.09		0.09		
	非常勤職員											
主な予算内訳												

3 目標及び実績

		指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活動指標	相談件数					年度目標値				
						実績値	82	140		
	単位	件	全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度					
					年度目標値	実績値				
成果指標	措置人数					年度目標値				
						実績値	4	3		
	単位	人	全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度					
					年度目標値	実績値				
単位		全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度						
				年度目標値	実績値					

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる		あまりできない	○ できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実	/			
	現状維持	○			
	縮小	/			
	廃止	/			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	環境上の理由及び経済的な理由で在宅において生活することができない高齢者に対し、適切に措置を実施している。
「見直し」 「改善」案	